

桂川町監査委員 稲岡良平様  
桂川町監査委員 杉村明彦様

桂川町長 井上利一

例月監査結果について（回答）

令和7年12月24日付け7桂監第5号でご指摘のありました件について、  
下記のとおり回答いたします。

記

《指摘事項》

- ① 二重支払いが発生した原因を、事務処理手順・チェック体制・職員の確認行為の各段階から明確にすること。
- ② 監査指摘に基づく点検・調査を行う際は、形式的な確認にとどまらず、実際の支出書類や支払いデータに基づく実効性のある確認を行うこと。
- ③ 支出事務における複数人による確認体制を再点検し、再発防止策を具体的に講じること。
- ④ 上記対応及び再発防止策について、文書により報告すること。

《回答》

今般の指摘事項は、株式会社ぎじろくセンターに委託している会議録の支払いについて、8月分を二重に支払っていたという事案であります。

議事録センターからは、会議録の成果物と請求書と一緒に郵送され、請求書に基づいて支払い伝票を作成していますが、8月分の成果物と請求書が10月20日に届き11月5日振り込みで伝票作成をしていました。その後、8月分の会議録と請求書が、再度、株式会社ぎじろくセンターから送付されてきましたが重複しての請求とはわからず、別の職員が支払い伝票を作成し振り込みしています。

通常は、前回の支払い分を確認したうえで作成していますが、1回目の伝票の備考欄に、8月分を7月分と誤って記載していたため同月分とは気がつかなかったものです。

また、10月の監査指摘に基づく点検・調査を行う際に、確認作業で帳票を出力せず画面上で点検したため、今回の点検もれがありましたので、差引簿を出力して複数人で点検を行い、ほかに二重支払いがなかったことを確認いたし

ました。

本件は、業者からの請求書が誤って二重に送付されたことに加え、職員間の連携及び伝票決裁時のチェック体制が不十分であったことに起因しているものと考えられます。

**【今後の対応について】**

- 支出命令前の支出状況の確認の徹底が必要であり、伝票作成にあたっては担当者が支払い状況を確認する。
- 各項目の支払いについて担当者を決め、担当者以外の職員が伝票を作成した場合は、職員間の情報共有を図る。
- 伝票摘要欄の記載誤りがないか、決裁者はチェック漏れがないように注意する。

今後は、二度とこの様な事が無いように、職員間の連携と担当者及び所属長のチェック体制を強化していきます。